

## 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年3月8日

収支等命令者

佐賀県立中原特別支援学校長 久保山 文典

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度中原特別支援学校スクールバス運行業務委託
- (2) 契約内容 貸切旅客運送に係る運行路線毎の1日当たりの単価契約
- (3) 乗車予定人員 児童生徒28名程度（うち常時車いす利用者1名）、添乗員1名  
（児童生徒数は令和5年度末の見込数であり、増減有。）
- (4) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 運行区間 **【登校時】**  
神崎市役所→アスタラビスタ吉野ケ里店→東公園  
→セブンイレブン鳥栖山浦店→中原特別支援学校  
**【下校時】**  
中原特別支援学校→セブンイレブン鳥栖山浦店→東公園  
→アスタラビスタ吉野ケ里店→神崎市役所  
**※ただし、登下校両方において、アスタラビスタ吉野ケ里店と東公園の間で、東脊振 IC⇄鳥栖 IC で高速道路を使用する必要あり。**
- (6) 運行見込日数 年間200日程度
- (7) 内容の詳細 中原特別支援学校スクールバス運行業務委託仕様書による
- (8) その他 車種は中型バスと同等以上のものとし、車いす利用の生徒がスムーズに乗降できるようスロープ付き（リフト車両含む）のものとする。マイクロバスは不可。  
また、契約締結後は運行車両に国土交通省公表「送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する事故防止安全管理装置（以下、安全装置）の装備を求める。安全装置については、受託者が自ら購入して装備するか、もしくは県からの貸与を希望する場合は相談に応じる。なお、安全装置を装備するまでの間は、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒の所在確認を行ったことを記録する書面を備える等の代替措置を講じることを求める。

### 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

ただし、以下の(5)、(6)、(7)、(9)のすべての条件を満たしている者の所有する車両を使用する場合においては、(5)、(6)、(7)の入札参加資格を有しているものとみなします。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当するものでないこと。

- (5) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項ロの一般貸切旅客自動車運送事業について国土交通大臣の許可を受けている者。
- (6) 営業用バスを常時 2 台以上所有している者。
- (7) 大型第二種免許保持者を常時 2 名以上雇用している者。
- (8) 県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内従業員比率が 50%以上の者又は県内従業員数 50 人以上の者、誘致企業）であること。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書に關係書類を添付の上、令和 6 年 3 月 19 日（火）16 時まで下記に担当に持参または郵送（同日時までに必着）してください。提出した關係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

#### ※担当

郵便番号 849-0101 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 7262-1  
佐賀県立中原特別支援学校 事務室  
電話 0942-94-3575

### 4 入札参加資格の確認

3 で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。  
入札参加資格の確認結果は、令和 6 年 3 月 22 日（金）までに通知します。

### 5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札關係書類の交付場所及び問い合わせ先  
3 の担当に同じ
- (2) 入札關係書類の交付方法  
令和 6 年 3 月 8 日（金）から令和 6 年 3 月 19 日（火）までの期間、佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に登載します。もしくは、上記（1）において随時交付（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第 29 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）します。
- (3) 入札説明会  
実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

- ア 日 時 令和6年3月27日(水) 14時00分  
イ 場 所 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 7262-1  
佐賀県立中原特別支援学校 プレイルーム①  
ウ 入札方法 入札書の直接持参による入札

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に係りのない学校職員を立ち会わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第1項の規定により納入。但し、同条第3項第1号又は第3号に該当する者は免除。

② 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第1項の規定により納入。但し、同条第3項第1号又は第4号に該当する者は免除。

(2) 入札書及び委任状

ア 入札書に記載する入札金額は、貸切旅客運送に係る運行路線毎の1日当たりの単価(消費税及び地方消費税を含まない)を記載してください。

なお、当該利用者が身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体であり、かつ学校教育法による学校に通学する者の団体であることによる運賃の割引を適用後の金額で記載してください。

イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者  
イ 当該競争について不正行為を行った者  
ウ 入札書の金額、氏名等について誤脱又は判読不可能なものを提出した者  
エ 一人で二以上の入札をした者  
オ 代理人でその資格のない者  
カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書を書換え、引き換え又は撤回することができません。

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、または不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。  
イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。  
イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が二人以上あるときは、

直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第一回目を含め2回を限度）を行います。

- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 提出された書類は返却しません。
- (9) 詳細は中原特別支援学校スクールバス運行業務委託仕様書を参照してください。

※スクールバスの運行内容については、県議会の議決を得る必要があることから、令和6年度予算が成立しない場合は変更になることがあります。